

商標異議申立オーストラリアにて。

異議申立は、利害関係者、通常その商標の登録によって何らかの影響を受ける人に登録に異議申立てする機会を与える、最も一般に使用されている方法です。

異議申立手続は、一般に商標登録官または登録官の代理のもとで行われます。

登録の異議申立に関する下記の手続は、添付のフローチャートとともに、読んでください。この手続は一般に、不使用のための登録取消や期間の延長に対する異議申立などのそれ程頻繁に行われない異議申立にも適用できます。

証拠を送達するための期間の延長を取得することができます。しかし、このような延長請求は、他の当事者により異議が申し立てられる可能性があり、その結果、その延長請求を処理するためだけに聴聞が必要となり、しばしば遅延を引き起こします。

当事者が証拠を準備するときは、その証拠のコピーを他方当事者に送達し、証拠の原本もIPオーストラリアに提出しなければなりません。

異議申立通知書

異議申立通知書は、異議申立人が商標の登録に異議を申立てる理由を一般条件の中に記載した正式文書です。

その通知は、オーストラリア商標公報に出願許可が公表された日から3ヶ月以内にIPオーストラリアに提出されなければなりません。

通知のコピーは、提出後の出来るだけ早い時期に、出願人または出願人のオーストラリアの代理人にも提供されなければなりません。

異議申立通知書を提出し送達するために最長3ヶ月の1回だけの期間延長が利用できます。

裏づけ証拠

異議申立人が証拠を頼りにする意図がある場合、異議申立通知書を提出した日から3ヶ月以内に、証拠のコピーを登録出願人またはそのオーストラリアの代理人に送達しなければなりません。証拠の原本は、できるだけ速やかにIPオーストラリアに提出されなければなりません。

証拠は、異議申立通知に記述した理由に関連していなければなりません。

答弁証拠

出願人が裏付け証拠に答える意図がある場合、異議申立人の裏づけ証拠が送達された日から3ヶ月以内に、出願人の証拠のコピーを異議申立人またはそのオーストラリアの代理人(もしあれば)に送達しなければなりません。証拠の原本は、できるだけ速やかにIPオーストラリアに提出されなければなりません。

答弁証拠は、異議申立人の裏づけ証拠のみに対して正確になされるべきです。

反論証拠

答弁証拠が送達された場合異議申立人は、反論証拠の形で応答することができます。その証拠のコピーは、出願人が答弁証拠を送達した日から3ヶ月以内に、出願人に送達されなければなりません。

再び、証拠の原本は、できるだけ速やかにIPオーストラリアに提出されなければなりません。

聴聞

証言の段階が終了した後、本問題は、商標登録官またはその代表者の前での聴聞に付されます。

聴聞は一般に、どの段階であっても一年を通してキャンベラで予定されます。特定聴聞会も州都で予定されます。

聴聞は、各当事者に主張できる公正な機会が与えられる非公式な手続です。代理人が手続を制御しますが、聴聞手続は調停ではありません。

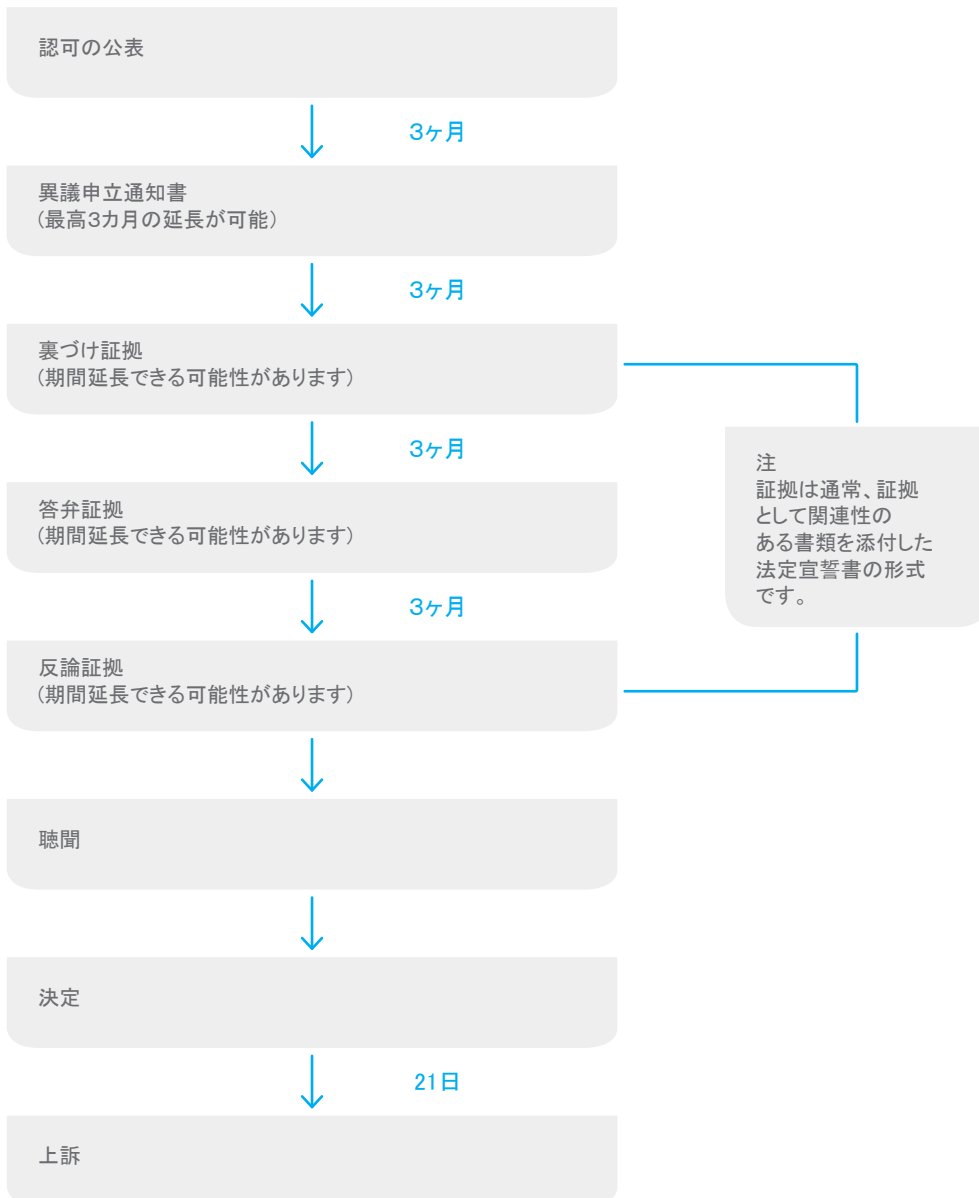
代理人は原則として、聴聞で異議の決定を行いません。決定は一般に留保され、すべて

の提出物と証拠が十分に考慮された後、文書による理由を付した決定が両当事者に送られます。費用の裁定額は、その決定に含まれます。

上訴

いずれの当事者も、連邦裁判所に代理人の決定について、上訴することができます。

オーストラリアにおける商標に対する異議申立



Our Offices:

メルボルン
電話: +61 3 9819 1664

シドニー
電話: +61 2 8874 0400

パース
電話: +61 8 9222 0100

電子メール:
mail@watermark.com.au

ウェブサイト:
www.watermark.com.au

@WatermarkIP
Watermark
Intellectual Property

Our Services:

- Patents & Designs
- Trade Marks
- IP Legal
- IP Advisory
- Competitive Business Intelligence